

第7章 松山衛生 e c o センター

○松山衛生 e c o センター設置に関する条例

制 定 昭和 43 年 7 月 1 日条例第 13 号

改 正 昭和 44 年 5 月 8 日条例第 4 号 平成 17 年 3 月 2 日条例第 2 号

平成 25 年 2 月 20 日条例第 2 号 令和 2 年 3 月 12 日条例第 1 号

令和 4 年 2 月 18 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 松山衛生事務組合は、松山市、東温市、伊予郡砥部町（旧伊予郡広田村の区域を除く。）及び上浮穴郡久万高原町のし尿を処理するため、次のとおりし尿処理場を設置する。

(1) 名 称 松山衛生 e c o センター（以下「e c o センター」という。）

(2) 所 在 地 松山市北吉田町 7 7 番地 3 1

(技術管理者)

第 2 条 組合長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 1 条第 1 項の規定により、e c o センターに技術管理者を置く。

2 前項の技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 5 年厚生省令第 3 5 条）第 1 7 条第 1 項に定める資格を有する者であることとする。

(委任)

第 3 条 e c o センターの管理に関し必要な事項は別に定めるものを除くほか、組合長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 44 年 5 月 8 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 17 年 3 月 2 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 25 年 2 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 12 日条例第 1 号）

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 2 月 18 日条例第 1 号）

この条例は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。